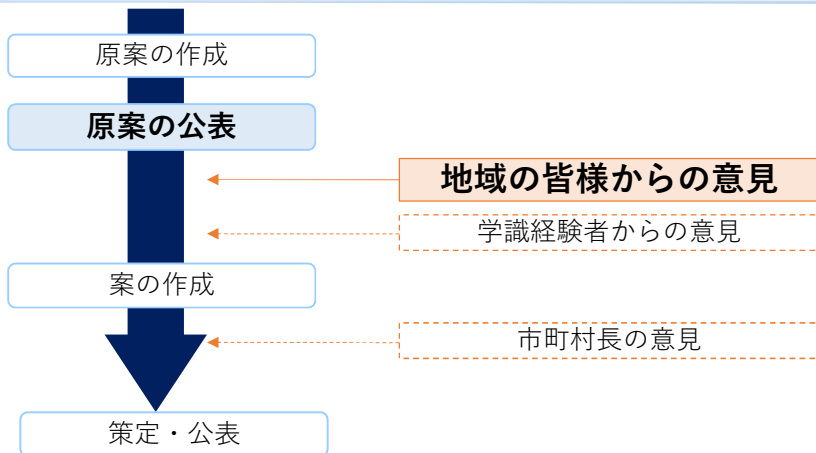


河川整備計画とは

河川整備計画とは、計画的に河川の整備を進める区間について、具体的な川づくりを明らかにする計画です。河川法では、河川整備計画の案の作成にあたり、必要に応じて地域の皆様の意見を反映させるために必要な措置を講ずることと定められています。（河川法第16条の2）

河川整備計画策定の流れ



募集期間及び閲覧場所

下記の場所で閲覧と意見募集をしています。
期間中に意見用紙に記入し、所定の意見箱に投函してください。

募集期間：令和6年1月29日から令和6年2月28日まで

閲覧時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）

閲覧場所：東京都建設局河川部計画課、第一建設事務所、第二建設事務所、第三建設事務所、
渋谷区役所、港区役所、新宿区役所、目黒区役所、品川区役所

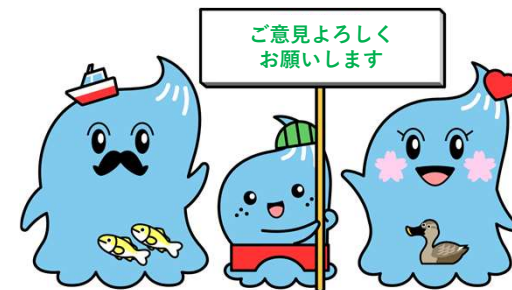
〔問い合わせ先〕東京都建設局河川部計画課 電話03-5320-5413
なお、電話での意見は受付しておりません。ご了承ください。



河川整備計画(変更原案)の詳しい内容、
ご意見の応募はこちらから

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/kasenseibikeikaku/>

渋谷川・古川河川整備計画(変更原案)へのご意見を募集します

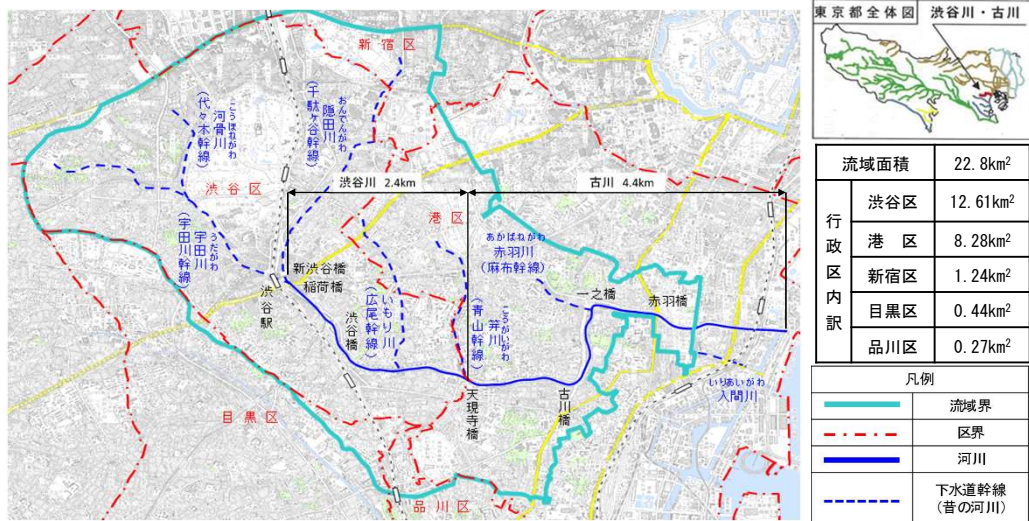


東京都建設局河川部

渋谷川・古川流域とは

古川水系の渋谷川・古川はJR渋谷駅前の新渋谷橋を上流端とし、渋谷区、港区内を流下して東京湾に注ぐ二級河川です。流路面積は22.8km²、河川延長は6.8kmであり、渋谷区と港区の区界である天現寺橋を境に、上流2.4kmが渋谷川、下流4.4kmが古川と呼ばれています。

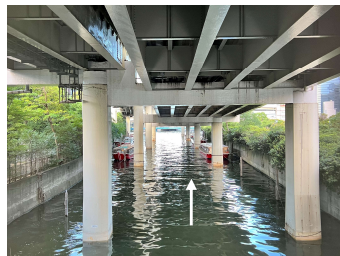
現在の渋谷川・古川は、河川の上流（新渋谷橋）の約60m下流側に位置する稲荷橋から開水路となり、JR浜松町駅付近で東京湾に注いでいます。



渋谷川 山下橋付近



古川 新古川橋付近



古川 浜崎橋付近

流域の特徴

渋谷川・古川流域は、東京の都心部に位置し比較的早い時期より市街化が進展しており、沿川はビルや家屋が川岸まで密集し、古川ではほとんどの区間で首都高速道路により河川上空が覆われています。また、渋谷川より上流部分や河骨川等の支流は暗渠化され、下水道幹線となっています。

平成11年の集中豪雨や平成16年の台風23号などによる浸水被害が発生していること、昭和初期に整備された護岸の老朽化が進んでいることから、調節池や護岸の整備が必要となっています。



沿川のビル・高速道路の状況（古川）



平成16年台風23号（古川橋）



護岸の老朽化（古川）

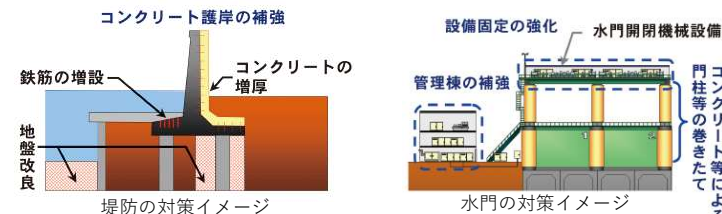
河川整備計画の変更

変更の背景

新たな耐震対策事業計画の策定

東京都では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機として、平成24年12月に「東部低地帯の河川施設整備計画」（以下、計画第一期という）を策定し、堤防や水門等の耐震対策を実施してきました。

令和3年12月には、津波等による浸水を防止するとともに、地震後に発生する高潮に備えることを目的とし、計画第一期に引き続く「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（以下、計画第二期という）を新たに策定しました。



変更内容

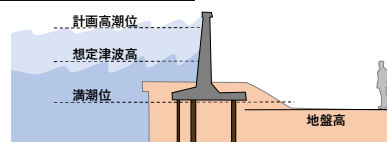
耐震対策の実施

耐震対策の実施に当たっては、地盤の高さによって対策優先度を設け、より地盤が低く浸水リスクの高い地域から対策を行っています。

計画第一期では、地盤高が満潮位や想定津波高より低い地域を対象として対策を実施しました。計画第二期では、これまでの対策範囲に加え、地盤高が高潮の潮位より低い地域を新たに対策の対象としました。

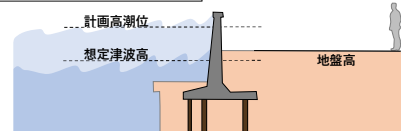
古川では計画第二期策定において、河口から赤羽橋までを耐震対策を実施する範囲に位置付け、対策を推進してまいります。

計画第一期対策範囲



地盤高が満潮位や想定津波高より低い地域

計画第二期対策範囲



地盤高が高潮の潮位より低い地域へ範囲拡大

